

5 畜産環境保全の動向

(1) 概要

本県の畜産環境の保全については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行以来、関係者が一体となって取組を推進してきた結果、法に基づく管理基準は、ほぼすべての適用対象農家において遵守されている状況となっている。

しかしながら、悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として散見され、また一方で、近年の畜産経営が大規模化し、一部地域への偏在が顕著となった結果、生産堆肥を経営内だけでなく地域内外において、いかに有効に活用していくかが課題となっている。

このようなことから、本県畜産業のさらなる健全な発展のため、畜産経営に起因する苦情等に適切に対応することはもちろん、家畜排せつ物の管理及び有効利用にあたっては、県、市町村、畜産農家、耕種農家、農業関係団体その他関係者が相互に連携し、畜産環境の保全のための取組を推進して地域環境と調和した畜産経営の実現を図るものとする。

(2) 現況

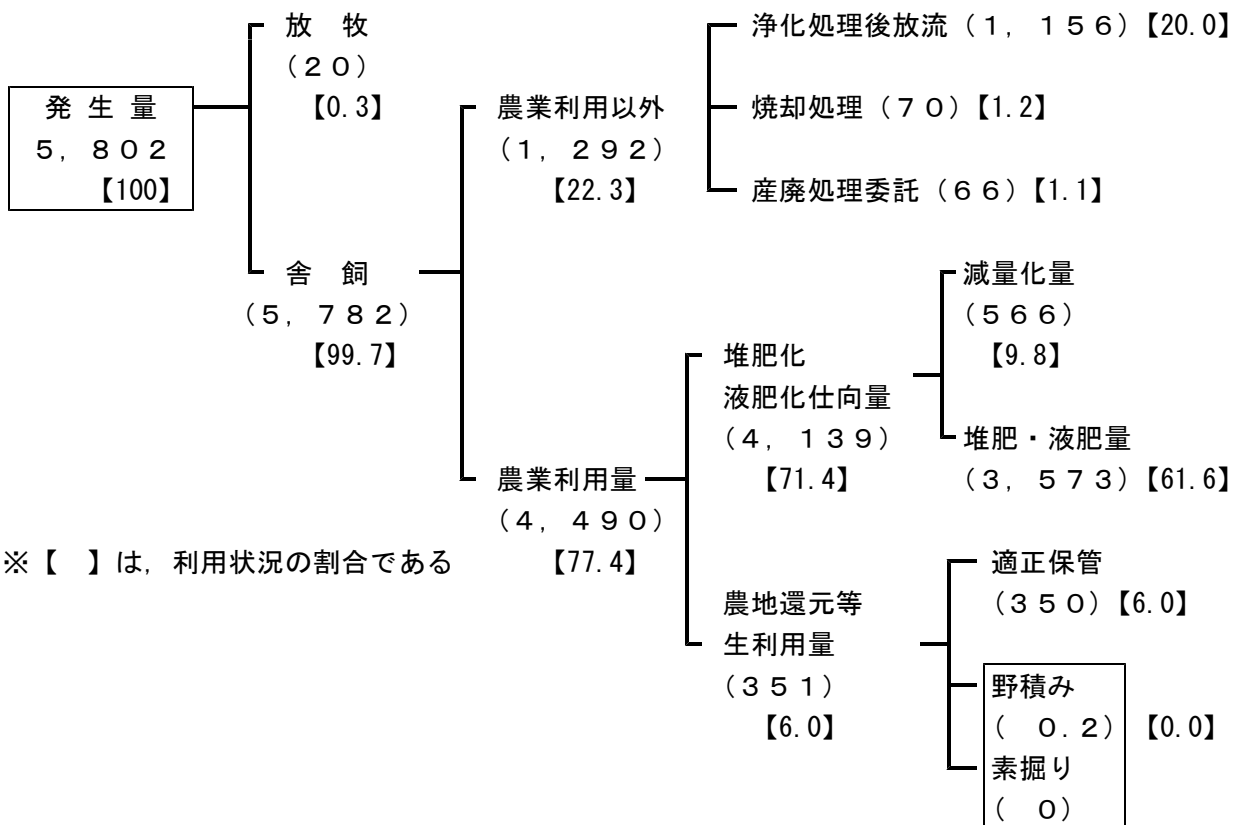
① 家畜排せつ物の利用状況等（令和4年12月調査）

家畜排せつ物の年間発生量は約5,802千トンと推計されている。

そのうち約71%が堆肥化又は液肥化、約22%が浄化処理や産業廃棄物処理委託されており、全体の約94%は適正な利用又は処理となっている。

一方、生利用による農地還元（約6%）や、依然として野積みによる不適正な保管が見られ、改善に向けた取組が必要である。

1 令和4年度家畜排せつ物の利用状況（令和4年12月調査）（単位：千トン）



② 畜産経営に起因する苦情発生状況 (R4. 7. 1~R5. 6. 30)

事項 畜種	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁と悪臭発生	水質汚濁と害虫発生	悪臭発生と害虫発生	水質汚濁と悪臭害虫	その他	計	(%)
豚	8	12	0	4	0	0	0	4	28	19.6
採卵鶏	2	4	3	2	0	0	1	4	16	11.2
ブロイラー	1	3	1	0	0	0	0	0	5	3.5
乳用牛	2	9	0	0	0	0	0	2	13	9.1
肉用牛	13	39	2	6	0	5	0	12	77	53.8
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	0	2	0	0	0	1	0	1	4	2.8
計	26	69	6	12	0	6	1	23	143	100.0
(%)	18.2	48.3	4.2	8.4	0.0	4.2	0.7	16.1	100.0	

③ 畜産農家に係る環境保全実態調査・巡回指導状況 (R4. 7. 1~R5. 6. 30)

(単位 : 戸)

区分	豚	採卵鶏	ブロイラー	乳用牛	肉用牛	馬	その他※2	計
管内飼養戸数※1	471	169	473	141	6,480	70	52	7,856
管内飼養頭羽数※1	1,232,677	11,192,975	28,856,808	12,472	330,328	706	2,126	41,628,092
巡回指導戸数	28	24	4	20	96	0	4	176
改善指導	水質汚濁	12	6	0	2	19	0	39
	悪臭	15	14	4	8	52	0	93
	衛生害虫	0	6	0	0	7	0	13
	その他※3	5	3	0	34	56	4	102
	計	32	29	4	44	134	0	247

※1 畜有機調査 (R4. 12. 1時点) のデータ (「その他」を除く。)

※2 蜜蜂

※3 家畜排せつ物の流出, 飛散, 一時的な野積みなど

(3) 関係法令等

- ① 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (H11. 7. 28法律第112号)
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (S45. 12. 25法律第137号)
- ③ 水質汚濁防止法 (S45. 12. 25法律第138号)
- ④ 悪臭防止法 (S46. 6. 1法律第91号)
- ⑤ 鹿児島県公害防止条例 (S46. 10. 15条例第41号)

以上のほか, 鹿児島県環境影響評価条例などがある。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の概要
(H11. 7. 28法律第112号)

1 家畜排せつ物の管理の適正化(H16. 11完全施行)

(1) 管理基準(規則第1条)

施設の構造及び家畜排せつ物の管理の方法に関する基準が定められた。

これにより、いわゆる「野積み」、「素掘り」は禁止となったが、当面は簡易対応として堆肥盤と上屋(防水シートでも可)の設置による流出防止や、防水シート張りによる地下浸透防止でもよいこととされた。

(2) 管理基準適用農家

牛・馬10頭以上、豚100頭以上、鶏2,000羽以上を飼養する畜産農家

(3) 県の役割

畜産農家に対する指導及び助言(法第4条)、勧告及び命令(法第5条)、報告の徴収及び立入検査(法第6条)

(4) 畜産業者の義務等

管理基準の遵守

なお、管理基準遵守命令に従わなかった場合、罰則が適用されることがある。

- ・ 都道府県知事の行った命令に対する違反(50万円以下の罰金)
- ・ 報告義務違反(虚偽の報告を含む)及び立入検査の拒否・妨害・忌避(20万円以下の罰金)

※ 家畜排せつ物の不法投棄や排水基準の不適合等には、廃棄物処理法や水質汚濁防止法など各環境関係法令の規制が適用される。

2 家畜排せつ物の利用の促進

(1) 国の役割

基本方針の策定、研究開発の推進など

(2) 県の役割

県計画の策定、研究開発の推進及び処理高度化施設整備計画の認定など

(3) 畜産業者に対する支援措置

ア 融資支援措置

- ・ 処理高度化施設整備計画の認定申請
- ・ 計画に基づく施設・装置の取得費、リース料の全額一括払い、法人設立の出資金等につき、農林漁業金融公庫等が長期かつ低利な資金を融通する。

イ 固定資産税の課税標準の特例措置

家畜排せつ物の堆肥化施設等を取得した場合の課税標準について、一定の軽減措置が設けられた。

- ・ 堆肥化施設(発酵施設)に関する軽減措置は、平成24年4月31日まで延長した上で廃止。
- ・ 汚水処理施設に関する軽減措置は、令和6年3月31日まで延長。

鹿児島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画概要

近年、畜産経営が大規模化し、一部地域への偏在が顕著となった結果、生産した堆肥をいかに有効に活用していくかが課題となっている。

このような中、今後、本県畜産の更なる健全な発展を図るため、令和12年度を目標年度とする「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」を定め、県、市町村、農業関係団体等の関係者が一体となって、本計画に掲げる取組を計画的に推進する。

1 家畜排せつ物の処理・利用の現状及び課題

家畜排せつ物の大半は堆肥化され、「家畜排せつ物法」に規定されている管理基準適用対象農家の全てが管理基準を遵守できているが、小規模農家の一部において生利用があるため、引き続き適切な管理のもとで堆肥化を指導する必要がある。

また、畜産経営の大規模化や偏在化により、地域によっては生産された堆肥が有効に活用されていないところもあるため、耕畜連携の体制を構築し、地域ごとに適切に対応していく必要。

2 家畜排せつ物の処理・利用に関する取組の方向

(1) 家畜排せつ物の処理

経営規模の拡大による処理能力の向上を図る必要がある場合、環境法令に規定された基準値の遵守可能な施設整備を指導

(2) 家畜排せつ物の利用

耕種農家や関係機関・団体と連携し利用者のニーズに合った堆肥の生産を進め、広域的な堆肥流通を推進

(3) 家畜排せつ物のエネルギー利用

畜産農家は電気事業者原料供給をする立場であり、家畜排せつ物の発生量、ランニングコスト、焼却灰やメタン発酵後に発生する副産物の処理、維持管理等に高度な技術を要するなどの課題を踏まえたうえで総合的に検討

(4) 畜産環境問題への対応

関係機関等と密接に連携した畜産農家の環境保全意識の啓発や環境問題発生農家への指導及び環境問題の抜本的解決に向けた施設機械等の整備や機能強化促進

(5) 家畜排せつ物の処理・利用の目標

家畜排せつ物排出量及び利用量

	(R元)		(R12)
■総排出量	5,776千t	→	6,271千t
■農業利用量	4,409千t	→	4,785千t
■生利用率率	6.9%	→	1.6%
■適正処理仕向率率	92.7%	→	98.0%

3 家畜排せつ物の処理・利用技術の向上等に向けた取組の方向

(1) 基本的な処理・利用技術の普及

家畜排せつ物の処理技術は、堆肥化処理と浄化処理を基本とし、堆肥化処理は耕種農家が求める堆肥生産技術を推進、浄化処理は畜産経営への技術指導を推進

(2) 畜産環境に関する法令等の情報提供

関係機関等と連携した畜産環境に関する法令等への理解醸成の推進、法令改正等の情報提供の推進

(3) 畜産業の地域における健全な発展のための処理高度化技術

新たな処理高度化技術の導入にあたっては、周辺住民との関係において、畜産業に対して理解を得ることが重要で、県、市町村等の第三者が参加する形で周辺住民と話し合うなど、良好なコミュニケーションを図る取組が必要

4 その他家畜排せつ物の処理・利用に関する重要事項

(1) 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化処理の徹底を推進

(2) 畜産体験学習や堆肥を使って生産した地場農産物の学校給食への供給等による消費者等への理解醸成